

約款 新旧対照表

『さくらのセキュアモバイルコネクトSIM 利用約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第7条	第7条 (SIMの貸与) 1. (略) 2. i ~ vii (略)	第7条 (SIMの貸与) 1. (略) 2. (1) ~ (7) (略) (8) SIMが、通知日 (SIMの代金が着金した旨の通知が発信された日をいいます。) の属する月の翌月から24か月以内に一度も「さくらのクラウドサービス」の基幹システム (以下、「本システム」といいます。) に登録されなかった場合、以後当該SIMを本システムに登録することはできなくなる。 (9) 本システムからSIMの登録を削除した場合、削除した日の属する月の翌月から12か月を経過すると、以後当該SIMを本システムに登録することはできなくなる。 (10) 前二号の定めにより、SIMが本システムに登録できなくなったことにつき、当社は一切の責任を負わないこと。	・新たに設けるSIMの登録期限について、条項を追加いたします。
附則 第1条	第1条 (適用開始) この約款は、平成30年2月1日から適用されたさくらのセキュアモバイルコネクトSIM利用約款を改正したものであり、第13条に基づき、平成30年4月16日より適用されます。	第1条 (適用開始) この約款は、2018年4月16日から適用されたさくらのセキュアモバイルコネクトSIM利用約款を 変更 したものであり、第13条に基づき、2020年5月20日より適用されます。	・本改定に伴う適用日の変更を行います。